

○議長（小林哲雄）

続いて、日程第2 議案第1号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、開成町民センター条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を順次担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第1号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについて。開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月14日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明申し上げます。

今回の議案につきまして、提案理由にありますように、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴った措置であります。本年4月1日からの使用料等の改定に伴う条例の一部改正議案でございます。

提案理由は同一のため、九つの条例の一部改正を一括議案として上程させていただいております。また、九つの条例については、制定年度の早い順から第1条とさせていただきます。

まず初めに、私のほうから今回の条例の一部改正議案の経緯等についてご説明申し上げます。その後、各条例ごとに担当課からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、経緯等でございます。国は、社会保障と税の一体改革として、社会保障の充実、安定化とそのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指し、平成24年8月に社会保障と税の一体改革関連8法案を成立させました。この8法案の中に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、いわゆる消費税法が一部改正されました。また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、いわゆる地方税法等が一部改正され、消費税率の引き上げは、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%と2段階に分けて消費税率の引き上げが行うこととされ、消費税率の引き上げに際しては、経済状況を好転させることを条件として実施することとされました。

今回の消費税の引き上げについては、昨年10月1日の下記において状況等を総

合的に勘案した結果、平成26年、本年4月1日から消費税率が4%から6.3%、また、消費税率が1%から1.7%へ改められ、国と地方をあわせた消費税率が5%から8%への引き上げが決定されたところでございます。

今回の消費税率引き上げに伴う当町の対応でございますけれども、消費税は国税であること、また、この税は、最終的にはサービスを受ける利用者に負担していただくことを予定している税であります。

また、消費税率引上げに伴い、公共サービスの提供に必要な経費にかかる消費税の負担も増加することから、消費税率が引上げる本年4月から消費税の課税対象となる使用料等について、使用税率の引上げ3%分を転嫁させていただくとしたものでございます。

また、総務省からの通知におきましては、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応については、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、所要の処置を講ずるよう要請されているところでございます。

以上の理由から当町においても、本年4月1日から使用料を改定させていただきたくご提案するものでございます。

今回の議案の形式でございますが、開成町民センター条例、開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、開成町保健センター条例、開成町学校施設使用条例、開成町コミュニティセンター条例の五つの一部改正条例につきましては、外税方式をとってございます。五つの条例の改正内容としましては、消費税法、地方税法の規定にあわせた税率改正としていきます。この改正につきましては、当町の方針として、消費税率引き上げ幅に応じて使用料等を改定することとしているための措置であり、法律改正に基づいた改正内容としてございます。

また、以前可決いただきました、開成町水道事業給水条例、開成町公共下水道使用料条例と同様の形式で改正してございます。

また、消費税率の引き上げに対応した使用料等の額につきましては、1円未満の単数については切り捨てとさせていただいてございます。

また、あしがり郷の瀬戸屋敷の設置及び管理に関する条例、開成町福社会館条例、開成町自転車等駐車場条例、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の形式につきましては、総額表示方式、いわゆる内税方式をとってございます。消費税率の引き上げに対応した利用料金等の金額については、100で除して得た額に108を乗じて得た額として、10円未満単数については切り捨てとさせていただいております。この改正条例におきましては、使用料等の料金が1円単位と10円単位の場合とに分かれてございます。この処理におきましては、合理的かつ明確な方法により行うこととされております。よって庁舎内にあります、指定区域間でおさめていただくものにつきましては、1円単位までとさせていただき、指定金融機関以外の場所でおさめていただくについては10円単位としてございます。事務の煩雑さを防止するための措置として、合理的な方法として分類させていただいてございます。

それでは、条例ごとに担当課より順次ご説明させていただきます。よろしくお願

いたします。

○教育総務課長（井上 新）

それでは、1枚おめぐりいただきまして、開成町条例第 号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例。

開成町民センター条例の一部改正。

第1条 開成町民センター条例（昭和45年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前の使用料、第7条、使用者は、別表に定める使用料により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

これを改正後には、使用料、第7条、使用者は、別表に定める基本使用料により算定した額と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）との合計額の使用料を納付しなければならない。こういった改正前の下線の部分を、改正後の下線の部分に置きかえるものでございます。

また、本日、机上に配付させていただきました会議資料をご覧いただければと思います。

開成町民センター条例、別表、基本使用料でございます。この表は、改正前の5%税込使用料と改正後の8%税込使用料が個々に比較いただけますよう、更正をさせていただいております。参考にご覧にいただければというふうに思います。

開成町民センター条例の一部改正につきましては、以上でございます。

○環境防災課長（田中栄之）

続きまして、2ページになります。開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正。

第2条、開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年開成町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前です。一般廃棄物の処理手数料、第13条、一般廃棄物の処理手数料は、別表に定める手数料により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。2～4（略）でございます。

改正後、一般廃棄物の処理手数料第13条、一般廃棄物の処理手数料は、別表に定める手数料により算定した額と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じ

たきは、端数未満を切り捨てた額)との合計額とする。2～4(略)でございます。

こちらのほうも、先ほどご説明ありました、本日机上配付しました会議資料の1ページの下段の部分になります。開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、別表手数料の一覧により、個別の手数料についてはご確認をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○保険健康課長(田辺弘子)

続きまして、3ページになります。開成町保健センター条例の一部改正。

第3条、開成町保健センター条例(昭和61年開成町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第4条、使用料、改正前です。使用料は、前条に規定する保健センターの目的を達成するために活動する団体等が使用する場合は無料とし、その他の団体等及び保健センターの目的以外に使用する場合は別表のとおりとする。また、使用者は別表に定める使用料により算出した額に100分の105を乗じて得た額を納付するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

これを改正後につきましては、使用者は、別表に定める基本使用料により算出した額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率及び当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)との合計額の使用料を納付しなければならない。ただし、前条に規定する保健センターの目的を達成するために活動する団体等が使用する場合は無料とする。に改正をさせていただきますと思ひます。

開成町の保健センターにつきましては、昭和61年に町民の健康増進を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するため設置されております。町民の健康づくりの拠点といたしまして、さまざまな健康づくりの場として広く活用されております。

なお、基本使用料等、26年4月からの使用料等につきましては、資料ページ2の上段にございます、別表使用料をご参考いただきたいと思ひます。

保健センター条例一部改正の説明は以上でございます。

○教育総務課長(井上新)

1枚おめくりいただきまして、4ページになります。開成町学校施設使用条例の一部改正。

第4条、開成町学校施設使用条例(昭和63年開成町条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前、使用料、第5条、使用者は、別表第2に定める使用料に100分の105

を乗じて得た使用料を納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

これを改正後では、使用料、第5条、使用者は、別表第2に定める使用料により算出した額と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）との合計額の使用料を納付しなければならない。このように改正するというものでございます。

また、別紙会議資料におきましても、開成町学校施設使用条例の別表使用料を参考として添付させていただいておりますので、こちらを参照いただければと思います。

開成町学校施設使用条例の一部改正の説明は以上でございます。

続きまして、5ページ、開成町コミュニティセンター条例の一部改正。

第5条、開成町コミュニティセンター条例（平成元年開成町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前、使用料、第6条、使用者は、次の各号に掲げる場合を除き、別表に定める基本使用料によりを算定した額に100分の105を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。

これを改正後、使用料、第6条、使用者は、次の各号に掲げる場合を除き、別表に定める基本使用料により算出した額と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）との合計額の使用料を納付しなければならない。と下線のように改正するものでございます。

また、別紙会議資料におきましても、開成町コミュニティセンター条例の別表基本使用料を参考として添付してございますので、参考としていただければと思います。

開成町コミュニティセンター条例の一部改正の説明は以上でございます。

○産業振興課長（池谷勝則）

次のページをお開きください。6ページになります。あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部改正、第6条、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例（平成16年開成町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

こちらにつきましては、その下に、改正後と改正前の大きい表がございます。改正前、改正後の改正前も、土蔵及び駐車場、こちらの料金を500円を510円に改正するものでございます。なお、駐車場につきましては、あじさい祭の期間中の使用料のみ該当しているものでございます。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、以上です。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、7ページ開成町福社会館条例の一部改正。

第7条、開成町福社会館条例（平成17年開成町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

11条関係の別表を改正後、改正前を示してございますけれども、今回の改正で変わる部屋につきましては、多目的ホールが従前が3,000円だったところを、3,080円、五つ目の大広間が600円だったところを610円、一番下の団体利用コーナーを500円だったところを510円というふうに改めます。

説明は以上です。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

それでは、次に、第8条、開成町自転車等駐車場条例の一部改正について、説明させていただきます。ページは8ページになります。

開成町自転車等駐車場条例の一部改正。

第8条、開成町自転車等駐車場条例（平成17年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正前、自転車、一般、定期駐車の前月の利用料金の上限額を1,200円から1,230円に。自転車、学生、定期駐車の前月の利用料金の上限額を900円から920円に、原動機付自転車の定期駐車の前月の利用料金の上限額を2,300円から2,360円に引き上げるものです。

今回の一部改正で上限額を上げますが、指定管理者との協議の上、4月以降の利用料金については、4月以降、引き上げることなく、今までどおりの利用料金とする予定でございます。

説明は以上になります。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

続きまして、9ページをご覧ください。開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第9条、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成21年開成町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第24条につきましては、指定管理者の指定の申請がなかった場合や、審査の結果、候補者の該当するものがなかつ

た場合、指定の取り消しもしくは指定管理業務の停止を命じた場合等において、町長が業務を自ら行うことを規定しており、同条2項につきましては、町長による管理が行われる場合の読みかえ規定となっております。

このたびの改正内容につきましては、別表中の語句の改正となり、別表中、改正前の「利用料金」を改正後の「上限額」に改正いたします。

別表につきましては、次ページ、10ページをご覧ください。また、同別表におきまして、消費税率の改定に伴います、野球場、少年野球場兼ソフトボール場、サッカー場の利用料金の上限額をそれぞれ2時間2,000円から2,050円に改正いたします。なお、消費税率の改定に伴いまして、指定管理者と利用料金の金額変更につきまして協議をいたしました結果、野球場、少年野球場兼ソフトボール場、サッカー場の利用料金につきましては、現行の2時間2,000円に据え置くこととさせていただきます。

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましての説明は以上でございます。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、附則でございます。施行期日でございますけれども、施行期日は、消費税率の引き上げと同日の4月1日からの施行とさせていただきます。

また、第2項から第4項までは、使用料、手数料、利用料金別に経過措置を規定させていただきます。第2項では、使用料に関する経過措置となります。第2条、第7条、第8条、第9条を除くとさせていただきます。具体的には、第1条の開成町民センター条例、第3条の開成町保健センター条例、第4条の開成町学校施設使用条例、第5条の開成町コミュニティセンター条例、第6条のあしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の五つの改正条例の使用料につきましての経過措置でございます。経過措置としまして、施行日以後に行われる使用の申請に係る使用料に適用し、施行日以前に行われた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例によるとさせていただきます。

第3項でございます。手数料に関する経過措置となります。第2条の開成町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正条例の一部、一般廃棄物の処理手数料につきまして、施行日以後に行われる手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、施行日以前に行われた手数料を徴収する事務に係る手数料については、従前の例によるとさせていただきます。

第4項では、利用料金に関する経過措置となります。第7条の開成町福祉会館条例、第8条の開成町自転車等駐車場条例、第9条の開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の改正条例の利用料金についての経過措置です。条例の施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日以前の利用に係る利用料金については、従前の例によるとさせていただきます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。まず、基本的な考え方を含めて、条例改正について質問させていただきたいと思います。今年の4月から消費税率を5%から8%、国会等でも大論争が起きたところでございます。このことは、国民の暮らしを守る立場から、本当に増税というものは是が非かという観点だというふうに思っているところです。

ご承知のように、暮らしの面からいえば、まだまだ経済状況も厳しい状況は続いているというふうに私は認識しております。

そこで世論調査でも、多くの国民が消費税増税を望んでいない。こういう中で、安倍政権が消費税増税に強行したというのは、国民に理解を得られていないというふうに感じているところでございます。

そこで働くものの給料が、やはり今、伸びておりません。今、春闘で大手を中心に賃上げ、定期昇給の関係が言われておりますけれども、中小企業を始め、そういったところは望むところですが、なってきたくないのが実情ではないかと思えます。景気がこの増税によって、どん底に下がって、さらに景気を圧迫するという関係は、本当に危惧するところでございます。

そこで増税が実施されるならば、やはり私たちの暮らし、今日提案されている条例については、公共料金等、あるいは使用料等で住民負担をせざるを得ないという提案だと思えますけれども、そこは慎重に扱うべきだというふうに私は感じております。これらについての、まず所見をお伺いいたします。

その観点で申し上げるならば、これは国税であるという観点が強く言われておりますけれども、国のほうは、お話がありましたように、各地方公共団体におかれましても、消費税率、国、地方の引き上げに伴う公共料金等の改正について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処すると、国税であるという観点はあるけれども、やはり町民の今の景気の状態、暮らしの状態を考えたならば、消費税の8%増税、これは思いとどまる必要があるのではないかと考えています。したがって、国が国税であるから、必ず地方自治体でやれというふうに私は受けとめておりませんが、これらの所見について、まず聞かせていただきたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

議員のご質問は、国政の場の議論は、それはそれとして、地方でも考えるべきだと、そういうご趣旨のご質問かと思いますが、なかなかそれはそれとしてというわけにはまいりません。やはり国会の場の議論の中で決定されたものでございまして、法律として定められているものでございますので、その範囲において、必要なことは、地方ではやっていかなければならないというものは、これはどうしてもあり得るのかなというふうに考えます。

それから、今回、お願いしている部分でございますけれども、いずれも、そこに受益者があるものだけでございます。広く消費税云々という話よりは、そこで使った、そこでサービスを利用された、そうした方に対してのお願いでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

全般的に質問させていただきましたけれども、個別に質問させていただきます。まず、内税と外税が今回示されておりますけれども、今回の条例提案に当たって、今後、どのような形で臨んでいくのがいいのか、その辺、聞かせていただきたいと思っております。

それとあわせて、先ほどちょっと述べましたけれども、今回の消費税増税に伴って、九つの条例が示されておりますけれども、この中には据え置いているものもあるわけですね。この辺のところは、利用状況とか、あるいは利用者の実態にあわせてそうしたのかどうか、全てが、例えば、5%から8%という形に使用料はなっていない。この辺の協議はどのような形で今回提案されているのか、まず聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

外税方式で条例をつくっているか、内税方式で条例をつくっているかの部分でございます。冒頭の総務課長の説明の中にありましたとおり、庁舎内で金銭のやりとりをしまして、出納室、そこに金融機関がおりまして、お金をいただくと、そういった部分につきましては、国で定めました税率のとおりいただくと。ただ、現場で、例えば、あしがり郷瀬戸屋敷駐車場、現場でお金をやりとりするとき、ここで1円単位のこととは、現実問題として無理であろうと、そういった判断をさせていただいた上で検討した結果でございます。本来でしたら、そこでも8%の税率で料金をいただかなければならないんですが、現実問題として、それは不可能であろうと、そこは法律は違わなければならないように配慮しているところでございます。

それから、あと、指定管理の施設に関しましては、券売機という問題が発生しますので、そこもまた配慮したところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

内税の関係、外税の関係、説明して下さい。

○財務課長（加藤順一）

結果として、すべからく外税にしますと、円単位のものが発生してしまうんですけれども、内税方式にしていますのが、現場での料金のやりとりがあるものについては

内税で表示して、この金額でおさめてくださいという形のものを用意したものでございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。今のお話を聞きますと、消費税8%は本来、徴収しなければいけないけれども、利用状況とか、あるいは手続の関係等を含めて据え置いているというのも数点ある。

例えば、パークゴルフ場、1時間当たり100円、これは8%になっても100円と、そのほか、指定管理の関係もお話がありましたけれども、こういった話を聞きますと、やはり国がこれに、例えば、従いなさいということでもなかろうというふうには私は感じるわけですね。だから、町として、今のそれぞれの施設の基本料金というものを、利用状況とか、町民の意向を踏まえて安くした形で上がったとしても、今までどおりの料金に据え置くと、これは施策として考えなければいけない課題だと思います。それが一つ。

それからもう一つ質問させていただきますけれども、来年の10月から10%に今度なるわけでございます。これを避けるという意味合いかどうか知りませんが、今回の条例改正の中で、国の条例が改正すると同時に、消費税が上がると、今まではこの条例が示したとおり、100、今現在5%ですから、105これを本来的には108にしなきゃいけないところを、これから先は、国の条例が変わるのを踏まえて自動的に上がっていくという条例の改正の一部あると思います。この辺の捉え方というのは、本来的には100分の5を100分の8、あるいは来年の10月まではっきりしておりませんが、100分の10と、こういう捉え方と両方あるかと思うんですが、今回の条例改正の改定点、地方、この中にありますように地方消費税の問題とか、消費税、これは兼ね合っているかと思えますけれども、その辺のことについて聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

まず、前段の必ずしも法律どおりにやっていない、10円単位でやるということは、法律どおりにやっていないんじゃないかとお指摘でございます。つまり、そこは指定管理者が実質的にその分を値下げしているという状況でございます。消費税率、国におさめる際には、当然に8%で徴収した金額の中から8%分は消費税分だということになりますので、それをとらないということは、実質的に値下げが発生しているということでございます。

それは指定管理者さんのご判断であろうかと、また、町の協議の中で決まったものではございますけれども、町自体がそれをやるのは不適當なのかなという部分と、それからさらに申しますと、先ほど申しましたとおり、あしがり郷瀬戸屋敷は指定管理

ではございませんので、その部分でも同じように発生しております。現実的なものとして、これは昨年の12月の全協でもご説明させていただきましたとおり、現金収受の伴うものにつきましては、必ずしもそのとおりやるのが、現場の混乱が著しくというようなことを考えた上での措置でございますので、そこは許容される範囲ではないかと思えます。言いかえれば、瀬戸屋敷分につきましては、実質的な値下げをしたというふうにお考えいただきたいと思えます。

それから、将来10%に上がったときのお話でございますが、これは冒頭、総務課長の説明の中にありましたとおり、先行してご審議いただいて、可決していただいております、水道事業条例、下水道の条例、同じような内容でございます。先行して可決していただきましたので、同じような条例をつくっていくのが適当であろうという判断のもとでやらせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

課長に申し上げます。全協で説明したという言葉はできるだけ控えて、もし説明するんだったら、同じ内容でもいいですから、もう一度この場でお話してください、よろしくをお願いします。部長は。

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

若干補足をさせていただきますが、後半の部分の同じつくりでというのは、これはテクニク的な部分でございますけれども、ただ、今、財務課長が申し上げたとおり、上下水道のほうは、そういうスタイル、具体的に申しますと、今回の議案の1ページ、内容的にいえば1ページにあるように、100分の105を乗じて得るというものから消費税法にのっとった形での部分となれば、議員がおっしゃられるとおり、本体の消費税法が8から10に変わっていけば、この条例改正をせずに、自動的にそうなっていくと、そのところを議員として、町の考え方としてどうなのかというご質問かと思えますけれども、これは先ほども財務課長が申し上げましたとおり、基本的には、議員もおっしゃられている国税の部分でありまして、消費税を改正するに当たっては、今回もそうですけれども、大変な議論等があったかと思えます。

ただ、私たちも自治体を経営していく中で、消費税の税というものは非常に重要な財源でもあるわけで、これが日本全体、国全体の中で議論されて、基本的に近々10%にしていくよという国のほうの方針がございますので、個別の1円未満ですとか、10円未満、現場で徴収する、あるいは納付してもらおうとか、住民の利便性の部分から、整理はさせていただくということがございますけれども、基本的には、消費税の改正にのっとって、やはり条例も改正していきたいというスタンスでございます。ですから、今回は全部ではございませんけれども、このようなスタイルをとらせていただいたということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の条例改正について、消費税の部分の文言整理、100分の5を100分の8に改めると、また10になったときに、また改正が必要だということで、この提案については理解しているところですが、そもそも論として、この条例というのは誰が見るのかといったときに、町民ではないのかなど、施設利用等をするときに、条例を見て、これは対象かな、対象じゃないかなというところで、見やすい条例にしていくためには、先ほど財務課長が言われるように、文言を統一しているという部分を述べられましたが、今回、提案している中での文言でも、まだまだ統一がされていない部分があるのかなというところがありますので、そこら辺、消費税については統一ははかっていると思うんですけども、ほかの言葉について、統一性ははかかっていないなというところが、ただ、出ていますので、そこら辺の検討も、今回の条例提案の中でされたのかどうか、議論がされたのかどうか、例えば、あるほかの条例では、備考の中で金額は消費税及び地方消費税を含まないという表現をしている条例も中にはあるという、どっちがいいのかというのは、今後の中で条例改正してくるのかもしれませんが、そこら辺の文言としての統一性を今後どのように計画をしながら今回提案に至っているのか、というのが1点聞きたいのと。

あと別表で時間に対して幾ら徴収するよということを書かれているんですが、その部分に、例えば、1時間当たりとか、1時間につきとか、そこら辺の文言も、どういう意味なのか、はっきり言って自分はわからないので、ここの場で説明を、もらいたいという、あくまでも1時間なら1時間という、2時間なら2時間というふうに記載方法にすればいいのに、「当たり」とか、「ついて」とか、あと利用時間に1時間に満たない単数がある場合は、これを1時間とみなすということ、別表の中に書いてありますが、書いていないところはどうなるのかとか、そこら辺の精査をした中で、今回、提案をしているのか、そこら辺の内容について答弁、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。今回のこの条例に関しましては、消費税率の引き上げというところで、金額等を精査したところでございますけれども、中身、山田議員のご指摘のとおり、1時間当たりとか、1時間につきというか、この辺の文言の整理は、この場では行わなかったのが正直なところでございます。

山田議員のおっしゃったとおり、この辺の文言につきましては、今後注意して、整理させていくようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

あと前段の部分の答えもらえますか。

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

おっしゃられているのは、グリーンリサイクルセンター条例の関係かと思います。そこが今回、あそこで決まっている部分金額が、現実に徴収している金額よりはるかに高い金額で限度額という形が決まっております。今回の提案の中に含まれてございません。そういった中で、先ほど総務課長が申しましたとおり、そういった部分の改正も含めた全体的な見直しは、また別の機会にやらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員、もう一度、立って質問してください。

山田議員。

○8番（山田貴弘）

さっき聞いていた、「当たり」と「ついて」についての内容、どう違うのかというのが漏れているので、その答弁もraitたいのと。

あと、今回、九つの条例、多くは消費税に対してという答弁がされているんですが、実際、これは条例提案をしている中で、読みながら内容をかみ砕いていくと、果たして消費税だけの提案なのかなというところで、すごく疑問が出ているんですよ。一つに当たるのが、水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正、これは一見すると、消費税のかかわる中で、2,000円を2,050円にするよというようなもので流れがちなんです。今回大きなポイントとしては、今まで利用料金というものを、今回、上限額という言葉を使っているんですよ。利用料金というのは、別表に定めている料金をとるんだよという意味合いなんです。これは上限額という言葉を使うと、ある意味、水辺スポーツ公園というのは、指定管理者制度をとっているんで、例えば2,050円とした場合、下回って徴収するということも可能だという解釈になってくると思うんですよ。そこら辺が今回、先ほどの中で、消費税の改正だというような、そこに重きを置いた説明をされているんですが、この上限額というのは、そういう言葉も秘めているんだよという、要するに指定管理者制度のメリットとして、管理者が極端なこと、今までパークゴルフ100円とっているところを、一定期間はただでいいよというようなものもできるんだよという大きな制度が示されたのかなというふうに自分はとっていたもので、そこら辺の説明がされていないというのが1点と。

そこまで今回考えてなくて、単純にこれは限度額というふうに入れたんだよというのであれば、そういう提案であれば、お粗末な感じがするんで、そこら辺の言葉というのはすごく重要になりますので、そこら辺の見解、2点、今、質問しましたので、説明ほど、よろしくをお願いします。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

1時間当たりと1時間につきという単位の話なんでございますけれども、ここで統一性がないというのは確かでございます。ここをこの辺、今後、改正する場合、町として統一性を図っていきたいと思います。実際問題、1時間でこの金額ということでございますので、「当たり」と「つき」というのは、言葉がちょっとあれなんですけれども、統一感がないというのは確かでございますので、そこは今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

上限額のお話でございますけれども、こちらの水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の18条におきまして、利用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとする規定をしております。今回の上限額の改正に伴いまして、指定管理者と協議をといたしました。指定管理者によるサービスの一環として、上限額は指定消費税率の改定に伴って、2,050円とさせていただきますけれども、実際の利用額につきましては、これまでどおり据え置かせていただくというようなことで、2,000円ということにさせていただいておりますので、特に別表の中の利用料金という部分と、項目の中の上限額というものを分けさせていただいたということですので、内容的には整合性がとれているかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

根本的な問題でございますけれども、問題といたしますか、指定管理者制度を行う場合には、使用料金というよりも、上限額を定めるのが通常でございます。それは今後の指定管理者を導入するときには、必ず条例を上程するわけですが、その時には十分説明したかと思うんですが、基本的にどういうことかということ、いわゆる指定管理者制度というのは、利用料金が、行政というか、発注者側といたしますか、が固定をするのではなくて、指定管理者の、いわゆる制度発注になりますので、そこのおっしゃられる、それはまさにおっしゃられるとおり、指定管理者が、うちは条例上、上限500円と定めているけれども、営業努力なり、企業努力で、やりくりで300円にすると、その場合は、当然行政と協議をして、では300円にしてくださいというのはするんです。指定管理者制度自体がそここのところを目指してというか、というのが趣旨ですから、そこは500円なら500円と固定をせずに、上限というのを条例上は設けておいて、指定管理者が、いや、うちは300円でやりますよといった場合には、その300円は勝手にやるわけじゃなくて、町と協議をして決定していくと、それは決定の仕方はそれぞれ条例によって違いますけれども、そういう形が基本になっています

から、指定管理者制度をとっている、この料金の条例については、基本的には上限額と、全てそういう形での設定になっています。今回、消費税が変わっていますので、その上限額も、消費税分だけは条例上は変えてあると、そういうことでございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の部長答弁の最終結論となると、消費税に対する上限額という答弁をすると、要は基本の価格の上限、要は自由度がないんだよというふうな答弁になると思うので、決して上限額がいけないと言っているわけじゃなくて、それは大いに上を決めておいて、そこの中でサービスの向上を図るということは大変いいことなので、やっていくべきかなと思うんですけども、今、その部分で、消費税にかかる部分での上限額だよというような答弁の仕方に聞こえるので、そこら辺、正確に、あくまでも基本の価格を先ほど言ったように、100円とっているものを一定期間ただにできるんだよという、管理の中でできるんだよという部分の考え方もとれるのかどうか、そこら辺を再度答弁いただきたいと思います。決してこれがいけないと言っているわけではなくて、今回、消費税の増税に伴う中での提案だったんで、それが今回、内容で出てきているんで、ちょっと内容が違うのかなと感じましたので、そこら辺の答弁、1点欲しいのと。

あともう一点、開成町保健センター条例の一部改正ということで、これも文言の上下の入れかえと、あと消費税の部分だとは思いますが、そもそも開成町保健センター条例、目的が3条でうたわれているとは思いますが、その事業を行うために、条例を制定していると思うんですよ。この条例の中身というのは、その3条に書かれている目的をやるところは無料ですよということを言いながら、その他の使用者に対して徴収をしますよという書き方をしているんですよ。そうすると、全ての施設に対して、最初に、目的を果たすための使用者に対しては無料をうたわなきゃいけないんで、この条例のつくり方、違和感がすごく、ただし書きで今回書いてあるんですが、感じているんですよ。あくまでもこの使用料はその他の団体等及び保健センターの目的以外に使用する場合の使用料の設定だと思いませんか。だから、その部分で、目的を果たすために無料という部分に違和感があったので、そこら辺の議論をされたのかどうか、内容、わかりません。わからなかったら再度聞いてください、お願いします。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

前段の部分のご質問でございますけれども、消費税の上限という答弁をしたつもりは決してございませんで、いわゆる今回の条例で、この水辺スポーツ公園の条例を上限額としたわけではなくて、そもそも指定管理者のものですから、もともと上限額という設定になってございます。その消費税の部分だけの上程でございますので、今

回、新たに上限という条例をしたわけではないので、消費税の部分だけの改定ということをお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

2 問目のご質問にお答えいたします。開成町保健センターそのものの、先ほど説明の中で、目的はあくまでも健康づくりに資するところで、保健センターがあるよというところでお話しさせていただきました。ほかの町民センターや、コミュニティセンターとちょっと保健センターそのものの目的を考えると、やはり健康づくりのためというところの目的はあくまでも、そのために保健センターがあるという解釈ですので、こちらの今までの改正前の中で、健康づくりだったり、公衆衛生に関する団体等については、その目的とか、趣旨が、保健センターの目的にあっている場合は、あくまでも無料だという方針は、改正後も変わらないところはそのままだんですけども、ただ、表記の仕方として、こちら前段に町民センター条例ということで、こういう書き方の文言の整理をさせていただいておりますので、保健センターの今回の一部改正につきましては、一応無料については、ただしという形で後半に表記させていただいているということで、町民センターの条例に準じて、表記は少し整理をさせていただいております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。保健センター条例に対しては、言っていることはわかるんですよ、整理をしたというのは。ただ、そもそも論で、この条例を制定するには、3 条に定められている目的を果たすために制定している条例なんで、無料は当たり前なんですよ。それをわざわざこのところで無料を入れるという部分がわからないんですよ。あくまでもその施設を使っていないときに、目的以外に使用するときは、ほかでいう町民センター条例だとか、そういうものと似てくる仕様になると思うので、要は徴収しますよというふうになるんで、だからこの条例のつくり方というのですか、そこら辺が理解できなかったという、消費税の、前段の部分はわかります、全体の中では。わざわざ無料とするものをただし書きで書いたことによって、今回、これに対して、なぜ目的を果たすための条例なのに、そこをわざわざ無料として表現しなきゃいけないのか。そこら辺がちょっと理解できなかったもので、そこら辺は精査すべきではないのかなという、今後の課題にもなるのかもしれないですけども、そこら辺、ここで無料というふうに書かなきゃいけなかった理由というのが明確にあるのであれば、ここで答弁をもらえればいいとは思いますが、もしないのであれば、今後の中で、そこら辺の文言整理をしていかないと、ちょっと条例としては意味がわからないかなというので、そこら辺の答弁を1 点ほしいのと。

あと、先ほどの水辺スポーツ公園、しつこいようですけど、要は消費税のための

改正の上限額ではなくて、例えば、上限額というのは、先ほど言ったように、100円のもの半年間指定管理者がただにできますよとか、そういう自由度のあるようにも読みかえることができるんですよということを、ここで聞いたかったんですよ。それによって、指定管理者の指定によっては、そこだけの拡大したサービスというのが広がってきますので、そこら辺の確認をちょっとしたかったんで、できれば、本来でしたら、消費税の9の議案を一括してここでやるんじゃないかと、できれば個別に今回これは提案したほうがよかったのかなというふうに思えます。それに対して答弁ください。

○議長（小林哲雄）

保健センターの分も、法務だから、そちらでいいですか。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、前段のご質問でございます。保健センター条例でございますけれども、これは使用料というところで、法制的な話なんですけれども、使用料をとっているというところで、まず、使用料は幾らというのを上げさせていただいて、ただし書きで無料とするという、テクニク的な話になってしまうんですけれども、この辺は先ほど言った使用料自体、とっているという意味合いで、最初に使用料は幾ら、ただし書きとして、無料とするという形式をとらせていただいているということで、テクニク的な話でということをご了解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

ご質問の理解度が足りなくて大変申しわけなかったですけど、それはおっしゃられるとおりでございます。要は指定管理者の自由度があるよと、まさにおっしゃられる、そう理解されて結構だと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。保健センター条例の部分なんですけど、テクニク的なという、そのテクニクを使う理由がわからないんですよ。それをやること、今の言っていた部分の文言を使うことによって、例えば、第三者の人間に対して制約をかけることができるんだよとか、そういうメリットがあるのであれば、テクニク的な文言を使いながら、ただし書きのところ無料とするというのは理解するんですが、わざわざここに理由が、今、答弁の中で見られなかったんで、そこら辺の説明を再度お願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

使用料の話でございますけれども、まず、使用料で、見出しで使用料というのを
出ささせていただいております。その中で使用料はこちらに書いてあります、この金額で
すよということで、先ほど言ったようにさせていただいております。で、ただし書
きというところで、ここは山田議員の言っているところも、目的がというところはわ
かるのでございますけれども、さっき言った、法制的な話で、金額を先に述べて、そ
の後に無料というところで書かせていただいておりますので、そのところはご理
解いただければと思います。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

先ほどから出ています、指定管理者の利用料と上限額で、まだのみ込めないんで、
再度質問いたします。今回は消費税の関係で、上限額を設けておりますが、実際には
今までの利用料を使用するよということでもありますけれども、この上限額の部分とい
うのは、そこまで利用料は達するような金額になり得るのでしょうか。その部分とい
うのは、あくまでも数字的なところであって、実際には利用料としては生じてこない
のでしょうか。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

先ほど行政推進部長のほうから申しましたとおり、基本的に指定管理者に関する、
指定管理者が徴収するものは、町との協議なんですけれども、その上限額として、こ
の範囲で定めると、協議の内容はその範囲で定められるということになります。達す
るということもあり得ますし、それ以下におさえるということも、それは当然、それ
ぞれの施設、町との協議の中で決まってくると思うのです。達することも当然にあり
ます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

先ほどの説明ですと、今までの利用はそのままで行うよということであったもので
すから、であれば、特別上限額というのを設けなくて、金額そのものを利用料として
定めていけば、それで済むんじゃないかなという感じがしたものですから、そのと
ころはちょっと理解できないなと感じましたので、再度質問いたしました。

○議長（小林哲雄）

ほかにもございますか。

1 1 番、井上宜久議員。

○1 1 番（井上宜久）

1 1 番、井上です。参考にお聞かせ願いたんですけれども、今回、消費税 8% に対
しての外税、内税ということで、町の考え方は理解できたところですが、細かいと

ころですけれど、特に2点聞きたいのは、パークゴルフ場で、一人100円と、9ホールで100円ということで変わっていませんけれども、パークゴルフ場の料金というのは、他町は開成町の一つの料金を基準にして、いろいろ今まで検討されて、設定されていたというふうに思うんですけれど、今回、パークゴルフ場の件について、他町との調整そのものはされたのかどうか、その点1点お聞きしたいと。

それともう一点は、これが可決されますと、26年4月1日から施行ということになりますけれど、できましたら24年度ベース、利用数ですけれども、26年度は全体的にどのくらいの収入が出てくるのかどうか、わかりましたら、その点、お願いします。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

ご質問にお答えいたします。他町との調整ということでございますが、こちらにつきましては、あくまでも消費税率の改定ということに即した検討ということで、他町との調整についてはしてございません。

それと利用実績ということで、パークゴルフ場ということでよろしいですか。全体ですか。私どものほうで今持っております…。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

24年度の歳入全体が54億2,700万あったんですけれども、当然にその中には税とかは非課税収入でございますし、そういったもの等々を整理しまして、課税収入とすべきもの全体としましては14億7,000万ほどが課税売上に相当しまして、5%だと66万9,000円程度がそのうちの消費税相当分というふうになります。それで8%は、26年度の予算ベースの話で、ここで予算のお話をしていいものかという部分は若干あるんですけれども、同じように整理いたしますと、単純に予算計上額はそのときどきの状況によりまして、そもそも数量自体が変わっていきまして、税金分だけ上げたいわけではございませんので、そもそも部数が変わってしまいます。今、私どもの整理では、課税収入が13億2,600万円ほどかなというふうに考えてございまして、そのうちの消費税分は89万8,000ほどと整理してございます。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。今の関連的な質問になるかと思うんですが、質問させていただきたいと思います。今回の消費税改定に伴う、この中身は、消費税プラス地方消費税になるわけでございます。現行が5%、それで今年の4月1日から8%、この内訳でございまして、消費税が4%、地方消費税が1%という構成に、今なっているというふうに理解をしているところでございまして、これが8%になりますと、消費税分が6.

3%、それから、地方消費税が1.7%という形ですね。この中に隠れている関係がございまして、例えば現行の4%のうち、交付税分が1.18%、したがって地方分合計として現在2.28%、8%になりますと、地方交付税分が1.40、全体では3.10になるわけ。このことからすると、地方消費税として、町にこれから平成26年度の審議に入るわけですが、増税という形で、税金が入ってくると、こういう形に私はなるというふうに思っております。

国が税率、消費税の額、あるいは地方消費税の額を決めているわけですが、これらの影響というものの、例えば税収が入る。一方では、町が物品等を購入するわけですから、消費税を払わなきゃいけない。この影響額というのは、どんなふうか、この8%の増税の関係で出てくるのか、そういった推測、推定ですか、されているのかどうかですね、もしこの辺でわかれば教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

ただいまのお話、26年度の予算編成の審議ではないので、お答えしにくい部分もあるんですが、まず算出があくまでもお答えするという、ご質問に対してお答えしているだけということでご理解いただきたいんですが、26年度の歳出側での影響でございすけれども、これもなかなか算出は難しくございまして、例えば、需用費という部分、これは間違いなく消費税がかかります。それから、委託料も入ってきます。役務費の手数料等入ってきます。使用料及び賃借料のうち、土地を借りている部分は消費税はかかりません。それから、工事費にはかかります。備品購入費にはかかります。等々整理しまして、約消費税分として、失礼します、ちょっとお待ちください。1億500万程度が、全体として、今のやつを足し込みますと、14億という数字になるんですけれども、1億400万円ほどは8%に相当するのかなというふうに考えてございます。

以上でよろしゅうございますか。

○議長（小林哲雄）

5番、前田せつよ議員。

○5番（前田せつよ）

5番、前田せつよでございます。先ほど来、同僚議員の質問に対しまして、単位の表現につきまして、総務課長より1時間当たり、1時間につきというのは、今後、改正に当たる中で統一を図るようになりたいというようなご答弁があったわけですが、それにもう一つ、付随しまして、その検討課題の中に、時間というものの単位の見直しもぜひしていただきたいというふうに思います。

例えば、資料の10ページにございます少年野球場兼ソフトボール場、サッカー場の利用単位が2時間単位というところで金額が設定してある。

また、2枚めぐりまして、7ページ目の開成町福祉会館条例の一部改正云々のところにおきまして、この場所に関しては、10施設の中の3施設が値上げの対象にな

っておりまして、それも全て1時間という単位が示されているところでございます。この7ページ目を見ますと、多目的ホールに関しては、3,000円が3,080円になるということで、やはり福祉会館を使っている町民の方から、使用の願い出に出たときに、30分単位という形で料金設定がなされるといいのにねというお話は日ごろから私の耳に届いているところがございますので、ぜひ、検討課題の一つとして、時間単位についても取り上げていただきたいというものでございます。いかがでございましょう。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

福祉会館について、今、ご質問をいただきましたけれど、当然、1時間単位、区切りの問題とかで、当然考慮すべきところはあると思います。その辺につきましましては、今後、また、料金等を検討する機会の中で果たしてそれがいいのか、この場につきましましては、ご意見をいただいたということで、認識しておりますので、そういった関係でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

次回の検討課題として取り組みに入れていただければ結構でございますので、時間のほうにも目を向けた形で今後、消費税にかかわる料金設定についても、料金だけの視点ではなくて、施設、広さ、それから、稼働率等々も含めた、広い視点から検討していただいて、ご提示願いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小林哲雄）

時間も大分たちましたので、この辺で質疑を打ち切りしてよろしいですか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。

以上をもちまして、本2月会議の日程は全て終了いたしました。これにて散会いた

します。ご苦労さまでした。

午前10時21分 散会